

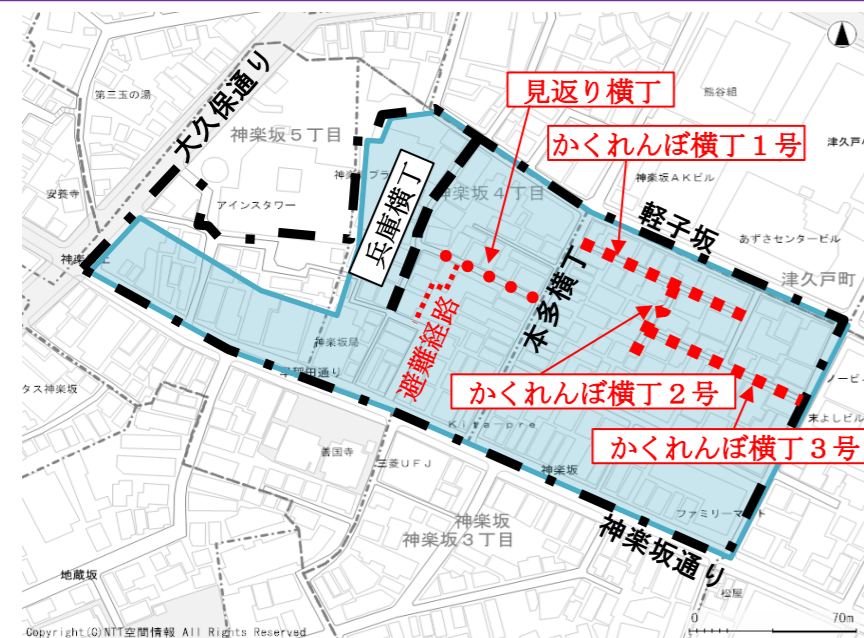
# 地域特性を活かした神楽坂地区のまちづくりの推進

## 路地景観の保全と防災性の向上のため、見返り横丁・かくれんぼ横丁において新たなまちづくりルールを策定しました

新宿区では、神楽坂三・四・五丁目地区において、平成19年度に地区計画を策定し、地区の歴史や粋なまちなみを活かしたまちづくりを進めています。

平成23年度からは、路地景観の保全と防災性の向上を実現するため、地元の皆様とともにまちづくりの検討を行ってきました。この度、**見返り横丁**及び**かくれんぼ横丁**の沿道について、路地景観の保全と防災性の向上を目的として、**神楽坂三・四・五丁目地区地区計画の変更**を行い、現状の街並みに合った**新たな道路幅員の指定**と建替えを誘導する新たなルールを策定しました。なお、兵庫横丁では、同様のルールを令和2年度に策定しています。

## 見返り横丁・かくれんぼ横丁の位置



赤字：今回の変更対象

凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
地区施設	
	兵庫横丁
	見返り横丁
	かくれんぼ横丁
	避難経路

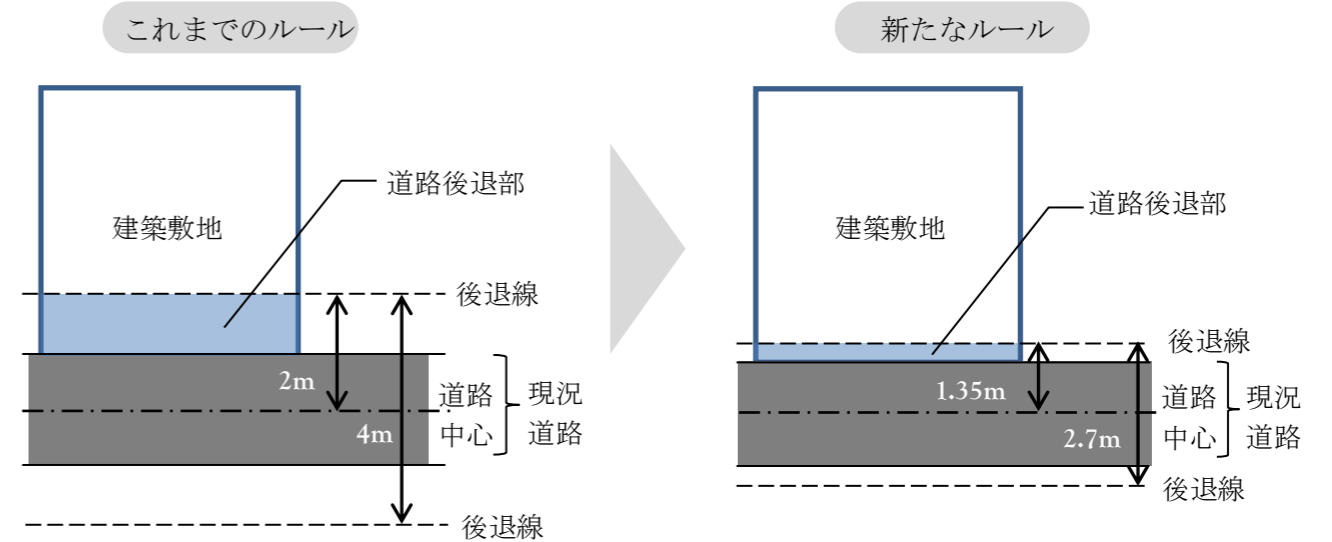


神楽坂の路地の風景

## ■ 新たなまちづくりルールの概要

### ① 路地空間を保全する新たな道路幅員の指定

風情ある路地空間を保全するため、非常時の安全性、防火性等に配慮したうえで、これまで一般的なルールである4.0mの道路幅員を、路地の保全のために認められた道路幅員である2.7mに指定しました。



### ② 防災性向上のための建替えを誘導する手法

地区計画で定められた壁面の位置の制限や敷地面積の最低限度等の基準を遵守することで、既存と同規模の建築物の建築が可能となるよう、新たなルールを策定しました。\* このルールを運用し、建替えを誘導することで、地区内の防災性の向上を図ります。

